

○経済産業省告示第 号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）を実施するため、外国人起業活動促進事業に関する告示（平成三十年経済産業省告示第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
外国人起業活動促進事業に関する告示 第1 目的 本告示は、 <u>外国人起業活動促進事業</u> を行うに当た	外国人起業活動促進事業に関する告示 第1 目的 本告示は、 <u>地方公共団体が外国人起業活動促進事</u>

って必要な事項を定めるものである。

## 第 2 用語

この告示において使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。）において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

[削る]

業を行うに当たって必要な事項を定めるものである。

## 第 2 用語

この告示において使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 「外国人起業活動促進事業」とは、地方公共団体が、外国人起業活動管理支援計画を作成し、第 5 に規定する認定を受けて、その計画に基づいて、外国人が起業準備活動を行うことを促進する事業をいう。

[削る]

- 2 「外国人起業活動管理支援計画」とは、地方公

共同体が行う外国人起業活動促進事業に関する計画をいう。

3 「外国人起業促進実施団体」とは、外国人起業活動促進事業を実施する地方公共団体をいう。

4 「起業準備活動」とは、特定外国人起業家が外国人起業促進実施団体の管理又は支援の下で行う、入管法別表第一の五の表の下欄の規定に基づき、法務大臣が指定する活動をいう。

[削る]

1 「起業準備活動」とは、外国人が本邦において事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動（風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若し

---

くは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。）を除く。）をいう。

[削る]

2 「起業準備活動計画」とは、外国人が行う起業準備活動に関する計画をいう。

---

5 「特定外国人起業家」とは、外国人起業活動促進事業において、外国人起業活動管理支援計画に基づいて起業準備活動を行う者をいう。

6 「起業準備活動計画」とは、特定外国人起業家が行う起業準備活動に関する計画をいう。

---

3 「外国人起業促進実施団体」とは、外国人が起

[新設]

業準備活動を行うことを促進するための計画 (以

下、「外国人起業活動管理支援計画」という。)

を作成し、第5に規定する認定を受けて、当該計

画に基づいて行う事業 (以下、「外国人起業活動

促進事業」という。)を実施する者 (地方公共団

体以外の者にあつては、法人格を有するものに限

る。)をいう。

4 「特定外国人起業家」とは、外国人起業活動促

[新設]

進事業において、外国人起業活動管理支援計画に

基づいて起業準備活動を行う者をいう。

第4 外国人起業活動管理支援計画の認定の申請

第4 外国人起業活動管理支援計画の認定の申請

1 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者

1 地方公共団体は、その実施しようとする外国人

は、その実施しようとする外国人起業活動管理支援計画を作成し、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 外国人起業活動管理支援計画には、様式第1号により、次に掲げる事項（地方公共団体にあつては、(4) 及び (5) に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

(1) ～ (3) [略]

(4) 外国人起業活動促進事業を実施する者（地方公共団体である場合を除く。）に関する基本的事項

(5) 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者（地方公共団体である場合を除く。）の財務

起業活動管理支援計画を作成し、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 外国人起業活動管理支援計画には、様式第1号により、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) ～ (3) [略]

[新設]

[新設]

・経営状況に関する事項

3・4 [略]

第5 外国人起業活動管理支援計画の認定

経済産業大臣は、第4の1の認定の申請があつた場合において、その外国人起業活動管理支援計画が次に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 1 外国人起業活動管理支援計画が、特定外国人起業家に対する管理・支援が適切に実施され、プログラムの期間全体を通じてその実施しようとする外国人起業活動促進事業を円滑かつ確実に実施させるために適切であり、かつ、特定外国人起業家にならうとする者の地位や利益が不当に害される

3・4 [略]

第5 外国人起業活動管理支援計画の認定

経済産業大臣は、第4の1の認定の申請があつた場合において、その外国人起業活動管理支援計画が次に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 1 外国人起業活動管理支援計画が、特定外国人起業家に対する管理・支援が適切に実施され、プログラムの期間全体を通じて外国人起業活動促進事業を円滑かつ確実に実施させるために適切であり、かつ、特定外国人起業家にならうとする者の地位や利益が不当に害されるおそれがないと認めら

おそれがないと認められること。

- 2 外国人起業活動管理支援計画において、次のことが明らかにされていること。

(1) 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者において、起業準備活動に関する相談に応じるための体制が確保されていること。

(2) 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者において、起業準備活動計画の進捗状況を定期的に確認し、当該外国人の起業準備活動が円滑かつ確実に実施されるよう適切な措置を講ずることとされていること。

(3) 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者において、起業準備活動の継続が困難になっ

れること。

- 2 外国人起業活動管理支援計画において、次のことが明らかにされていること。

(1) 外国人起業促進実施団体になろうとする地方公共団体において、起業準備活動に関する相談に応じるための体制が確保されていること。

(2) 外国人起業促進実施団体になろうとする地方公共団体において、起業準備活動計画の進捗状況を定期的に確認し、当該外国人の起業準備活動が円滑かつ確実に実施されるよう適切な措置を講ずることとされていること。

(3) 外国人起業促進実施団体になろうとする地方公共団体において、起業準備活動の継続が困難

た場合に帰国が確保されるよう適切な措置を講ずることとされていること。

3～5 [略]

6 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が4又は5の確認の申請を受けた場合は、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上、(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときには、特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家に対し、起業準備活動計画確認証明書(5の確認の申請の場合は起業準備活動計画確認証明書(更新用))を交付することとされていること。

(1) 4の確認の申請時においては、次のいずれに

になった場合に帰国が確保されるよう適切な措置を講ずることとされていること。

3～5 [略]

6 地方公共団体が4又は5の確認の申請を受けた場合は、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上、(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときには、特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家に対し、起業準備活動計画確認証明書(5の確認の申請の場合は起業準備活動計画確認証明書(更新用))を交付することとされていること。

(1) 4の確認の申請時においては、次のいずれに

も該当するものであること。

- ① 特定外国人起業家になろうとする者の行う起業準備活動が、我が国（外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体）の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること。

②～⑤ [略]

- (2) 5の確認の申請時においては次のいずれにも該当するものであること。

- ① 特定外国人起業家の行う起業準備活動が、

我が国（外国人起業活動促進事業を実施しよ

も該当するものであること。

- ① 特定外国人起業家になろうとする者の行う起業準備活動が、当該地方公共団体における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること。

②～⑤ [略]

- (2) 5の確認の申請時においては次のいずれにも該当するものであること。

- ① 特定外国人起業家の行う起業準備活動が、

当該地方公共団体における産業の国際競争力

うとする者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体）の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること。

②～④ [略]

7 [略]

第6 外国人起業活動管理支援計画の認定書の交付

1 [略]

2 経済産業大臣は、1の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第2号による通知書を当該外国人起業活動促進事業を実施しようとする者に交付するものとする。

3 [略]

の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること。

②～④ [略]

7 [略]

第6 外国人起業活動管理支援計画の認定書の交付

1 [略]

2 経済産業大臣は、1の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第2号による通知書を当該地方公共団体に交付するものとする。

3 [略]

<p>第7 <u>第5</u>に規定する認定を受けた外国人起業活動管理支援計画の変更に係る認定の申請及び認定</p> <p>1 外国人起業促進実施団体は、<u>第5</u>に規定する認定を受けた外国人起業活動管理支援計画の内容を変更しようとするときは、様式第3号により経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>第8 外国人起業活動促進事業の実施状況等の把握、確認及び報告等</p> <p>1 外国人起業促進実施団体は、少なくとも1月に1回、次に掲げる事項について自ら確認し、その</p>	<p>第7 <u>外国人起業活動管理支援計画</u>の変更に係る認定の申請及び認定</p> <p>1 外国人起業促進実施団体は、<u>外国人起業活動管理支援計画</u>の内容を変更しようとするときは、様式第3号により経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>第8 外国人起業活動促進事業の実施状況等の把握、確認及び報告等</p> <p>1 外国人起業促進実施団体は、少なくとも1月に1回、次に掲げる事項について自ら確認し、その</p>
--	--

<p>結果を様式第5号により経済産業大臣及び当該外国人起業促進実施団体の<u>区域</u>（外国人起業促進実施団体が地方公共団体以外の者である場合）<u>にあつては、その主たる事務所の所在地</u>を管轄する地方出入国在留管理局（以下単に「地方出入国在留管理局」という。）に報告するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～12 [略]</p>	<p>結果を様式第5号により経済産業大臣及び当該外国人起業促進実施団体の<u>区域</u>を管轄する地方出入国在留管理局（以下単に「地方出入国在留管理局」という。）に報告するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～12 [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

様式第1号及び様式第3号から様式第10号までを次のように定める。

外国人起業活動管理支援計画認定申請書

経済産業大臣 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

外国人起業活動促進事業に関する告示（以下「告示」という。）第4の1の規定に基づき、外国人起業活動管理支援計画を別紙のとおり策定しましたのでその認定を申請します。

当団体は、申請書及び別紙の記載が真実であることを宣誓し、外国人起業活動管理支援計画の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。

（記載要領）

1 所在地

外国人起業促進実施団体になろうとする者が地方公共団体でない場合に限り、記載する。

2 商号又は名称

外国人起業促進実施団体になろうとする者が地方公共団体でない場合に限り、記載する。

3 代表者の氏名

外国人起業促進実施団体になろうとする者が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。

外国人起業活動管理支援計画

第1 外国人起業活動促進事業において促進する起業準備活動によって起業を目指す事業の対象分野に関する事項

第2 外国人起業活動促進事業における管理・支援に関する事項（告示第5の2に掲げられている事項その他本事業の実施に当たり行おうとする管理・支援に関する事項）

1 起業準備活動に関する相談に応じるための体制

**別紙1**

2 起業準備活動計画の進捗状況を定期的に確認し、外国人の起業準備活動が円滑かつ確実に実施されるための適切な措置

**別紙1**

3 起業準備活動の継続が困難になった場合に帰国が確保されるための適切な措置

**別紙1**

4 その他本事業の実施に当たり行おうとする管理・支援に関する事項

**別紙1**

【添付書類①】 管理・支援の体制・内容が確認できる書類

【添付資料②】 （必要に応じて）その他、外国人起業活動促進事業における管理・支援に関する内容が、告示第3に規定する趣旨に合致すると判断するために必要と認められる書類

第3 特定外国人起業家の選定手続等に関する事項

1 特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家から提出された起業準備活動計画が告示第5の6に定める要件を満たしていることを確認する方法

（1）告示第5の4の確認の申請時

**別紙2**

（2）告示第5の5の確認の申請時

**別紙2**

2 特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家に対して起業準備活動計画確認証明書（告示第5の5の確認の申請の場合は起業準備活動計画確認証明書（更新用））を交付する手続

**別紙2**

第4 告示第9の1に規定する経済産業大臣の監査、告示第9の3に規定する経済産業大臣による報告の要求及び必要な措置、告示第9の4に規定する経済産業大臣による必要な指示に対する適切な対応に関する事項

**当団体は、以下の（1）から（3）について適切に対応することを宣誓する。**

（1）告示第9の1に規定する経済産業大臣の監査

（2）告示第9の3に規定する経済産業大臣による報告の要求及び必要な措置

（3）告示第9の4に規定する経済産業大臣による必要な指示

第5 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者（地方公共団体を除く。）に関する基本的事項

- 1 商号又は名称
- 2 代表者の氏名主たる営業所又は事務所の所在地
- 3 代表者の氏名

【添付書類①】外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の会社概要資料

【添付書類②】外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の登記事項証明書

【添付書類③】外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の定款

【添付書類④】外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の役員一覧及び略歴

【添付書類⑤】外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の暴力団排除に関する誓約書

*別紙3*

第6 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者（地方公共団体を除く。）の財務・経営状況に関する事項

【添付書類①】外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の財務・経営状況の健全性に関する誓約書

*別紙4*

第2 外国人起業活動促進事業における管理・支援体制に関する事項

1 起業準備活動に関する相談に応じるための体制

--

2 起業準備活動計画の進捗状況を定期的に確認し、外国人の起業準備活動が円滑かつ確実に実施されるための適切な措置

--

3 起業準備活動の継続が困難になった場合に帰国が確保されるための適切な措置

--

4 その他本事業の実施に当たり行おうとする管理・支援に関する事項

--

第3 特定外国人起業家の選定手続等に関する事項

- 1 特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家から提出された起業準備活動計画が告示第5の6に定める要件を満たしていることを確認する方法

(1) 告示第5の4の確認の申請時

(2) 告示第5の5の確認の申請時

- 2 特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家に対して起業準備活動計画確認証明書（告示第5の5の確認の申請の場合は起業準備活動計画確認証明書（更新用））を交付する手続

暴力団等に該当しない旨の誓約書

令和 年 月 日

経済産業省  
経済産業政策局  
新規事業創造推進室 宛

会 社 所 在 地  
会 社 名  
役職・代表者の氏名 印

私（当社）は、次の1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 外国人起業促進実施団体として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 外国人起業促進実施団体として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて特定外国人起業家等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

(以上)

財務・経営状況に関する誓約書

令和 年 月 日

経済産業省  
経済産業政策局  
新規事業創造推進室 宛

会 社 所 在 地  
会 社 名  
役職・代表者の氏名 印

私（当社）は下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 現在、私（当社）は次のいずれにも該当することを確約します。

(1) 財務・経営状況の健全性が確保されていること。

(2) 次の申立てがなされていない者であること。

①破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て

③民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

(3) 重大な法令違反がないこと。

2 告示第5の認定を受けた後、上記1の記載事項に該当しなくなった場合は、速やかに経済産業省に報告します。

(以上)

外国人起業活動管理支援計画の変更に係る認定申請書

経済産業大臣 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

○年○月○日付けで認定を受けた外国人起業活動管理支援計画について、下記のとおり変更したいので、外国人起業活動促進事業に関する告示第7の1の規定に基づき、認定を申請します。

当団体は、申請書及び別紙の記載が真実であることを宣誓し、外国人起業活動管理支援計画の変更認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容及び事由  
別紙に記載。

(記載要領)

- 1 所在地  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 2 商号又は名称  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 3 代表者の氏名  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。

変更事項の内容及び事由

変更事項	変更前	変更後	変更事由

外国人起業活動管理支援計画の軽微な変更に係る届出書

経済産業大臣 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

○年○月○日付けで認定を受けた外国人起業活動管理支援計画について、下記のとおり変更したいので、外国人起業活動促進事業に関する告示第7の4の規定に基づき届け出ます。

- 1 軽微な変更事項
- 2 軽微な変更事項の内容及び事由  
別紙に記載。

（記載要領）

- 1 所在地  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 2 商号又は名称  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 3 代表者の氏名  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。

軽微な変更事項の内容及び事由

変更事項	変更前	変更後	変更事由

定期報告書

経済産業大臣 殿  
〇〇出入国在留管理局長 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の氏名

外国人起業活動促進事業に関する告示第8の1に基づき確認を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 外国人起業活動管理支援計画認定日
- 2 特定外国人起業家の氏名及び確認実施日  
別紙1に記載。
- 3 確認結果  
別紙2に記載。
- 4 実施した管理及び支援の実績  
別紙3に記載。
- 5 講評
- 6 その他

（記載要領）

- 1 所在地  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 2 商号又は名称  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 3 代表者の氏名  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。

特定外国人起業家の氏名及び確認実施日

特定外国人起業家氏名	確認実施日	前回確認実施日

確認結果

1 基本的事項

- (1) 確認実施者の所属・役職・氏名
- (2) 確認方法

2 起業活動の実施状況

- (1) 特定外国人起業家の行う起業準備活動の進捗状況に関すること
  - ※ 外国人起業活動管理支援計画及び起業準備活動計画に照らして現在の進捗状況を記載すること。
- (2) その他経済産業大臣が必要と認めること
  - ①特定外国人起業家の生活環境への配慮
  - ②特定外国人起業家の生活状況等
- (3) (1) 及び (2) への指導事項（指導・改善の状況）  
【前回】（有・無）

実施した管理及び支援の実績

特定外国人起業家の氏名	実施した管理及び支援の実績

特定外国人起業家帰国報告書

経済産業大臣 殿

〇〇出入国在留管理局長 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の氏名

特定外国人起業家が起業準備活動を終了し帰国したので、外国人起業活動促進事業に関する告示第8の6（1）に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 起業準備活動確認日・確認番号
- 2 起業準備活動を終了した特定外国人起業家に関する事項
  - (1) 特定外国人起業家の氏名
  - (2) 特定外国人起業家の生年月日
  - (3) 特定外国人起業家の性別
  - (4) 特定外国人起業家の国籍
  - (5) 特定外国人起業家の在留カード番号
  - (6) 特定外国人起業家の帰国先
  - (7) 特定外国人起業家の帰国日
  - (8) 起業準備活動期間

※（1）～（8）は別紙に記載。

（記載要領）

- 1 所在地  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 2 商号又は名称  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 3 代表者の氏名  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。

## 起業準備活動を終了した特定外国人起業家に関する事項

No	(1) 特定外国人起業家の氏名	(2) 特定外国人起業家の生年月日	(3) 特定外国人起業家の性別	(4) 特定外国人起業家の国籍	(5) 特定外国人起業家の在留カード番号	(6) 特定外国人起業家の帰国先	(7) 特定外国人起業家の帰国日	(8) 起業準備活動期間

起業準備活動不履行事実の報告書

経済産業大臣 殿  
〇〇出入国在留管理局長 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の氏名

〇年〇月〇日付けで認定を受けた外国人起業活動管理支援計画（認定番号〇〇）について、当該計画に基づいて作成された起業準備活動計画（以下、活動計画）に即した起業準備活動（以下、活動）が実施されていないことが判明したので、外国人起業活動促進事業に関する告示第8の6（2）に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 特定外国人起業家の氏名
- 2 活動計画に即して実施されていない活動内容及び原因
- 3 活動計画遂行への影響
- 4 2に対する措置

（記載要領）

- 1 所在地  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 2 商号又は名称  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 3 代表者の氏名  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。

起業準備活動継続不可事由発生報告書

経済産業大臣 殿  
〇〇出入国在留管理局長 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の氏名

特定外国人起業家が起業準備活動を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、外国人起業活動促進事業に関する告示第8の6（3）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 特定外国人起業家の氏名
- 2 発生日
- 3 発生事由
- 4 発生事由の詳細
- 5 今後の対処方法

（記載要領）

- 1 所在地  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 2 商号又は名称  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 3 代表者の氏名  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。

外国人起業活動管理支援計画における認定要件欠落報告書

経済産業大臣 殿  
〇〇出入国在留管理局長 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の氏名

〇年〇月〇日付けで認定を受けた外国人起業活動管理支援計画（認定番号〇〇）について、外国人起業活動促進事業に関する告示（以下「告示」という）第5に規定する要件を一部満たさなくなったため、告示第8の6（4）に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 発生日
- 2 欠落した要件
- 3 具体的内容（経緯・原因）
- 4 講じた（又は講じる予定の）措置

（記載要領）

- 1 所在地  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 2 商号又は名称  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 3 代表者の氏名  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。

外国人起業活動管理支援計画認定（取消し）報告書

〇〇出入国在留管理局長 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の氏名

〇年〇月〇日付けで経済産業大臣より外国人起業活動管理支援計画の認定を受けました（又は、取り消されました）ので、外国人起業活動促進事業に関する告示第8の9（1）又は（2）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 取消年月日（認定の取消しの場合のみ）

（記載要領）

- 1 所在地  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 2 商号又は名称  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 3 代表者の氏名  
外国人起業促進実施団体が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、令和五年 月 日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の外国人起業活動促進事業に関する告示は、この告示の施行後に認定又は変更の認定の申請がされた外国人起業活動管理支援計画について適用し、この告示の施行前に認定又は変更の認定の申請がされた外国人起業活動管理支援計画については、なお従前の例による。